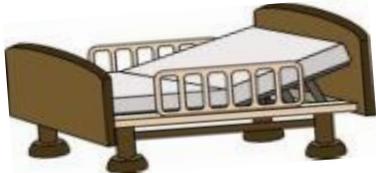


## 福祉機器の貸出し

多久市社会福祉協議会では在宅で介護されている方、利用者の方の身体的、経済的負担の軽減を目的として多久市内在住者に対し介護用電動ベッドや車いす、歩行器の福祉機器を無料で貸出しをしております。お気軽にご相談ください。

<p>対象者</p>	<p>市内に住所を有し、身体に障害があって日常生活を営むうえで支援が必要な方          ※原則として要介護認定を受けていない方や、要介護認定申請の結果「自立」と認定された方</p>
<p>貸出し福祉用機器</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護用電動ベッド(31台)</li> <li>◆車椅子(26台)</li> <li>◆歩行器(3台)</li> </ul> 
<p>申請手続き</p>	<p>申請の受付ならびに福祉機器の貸出・返却時間は、原則 8 時半～17 時までとします。ただし休業日(土・日曜日、祝日、年末年始)は除きます。(在庫の状況等により機器の交換や緊急時の貸出しが出来ない場合があります)</p>
<p>貸出しについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用料は無料です。</li> <li>◆貸出しには、申請を行う必要があります。</li> <li>◆原則として貸出しの福祉機器の搬入・搬出は、申請者のご家族等で行って下さい。ご家族等で対応が難しい場合は、シルバー人材センターにて搬入・設置の依頼を受け付けています。(有料)</li> <li>◆借用期限は、6ヶ月。ただし、継続して必要な場合は更新有り。</li> <li>◆借り受け中に長期で入院される場合は返却して下さい。</li> <li>◆入院や入所の為に、施設や病院に持ち込むことはできません。</li> </ul> 
<p>使用時の注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆紛失等がないように福祉機器の保管には十分配慮して下さい。</li> <li>◆使用期間は必ず守り、延長する場合は社会福祉協議会へ連絡下さい。</li> <li>◆返却時は清掃し、破損した場合は事務局に報告して下さい。</li> <li>◆貸出し用具は簡単な点検・消毒等は済ませていますが、貸出し期間中の安全性、品質の管理は借用者本人が確認し、使用して下さい。</li> </ul>

※介護保険を利用されれば、1割負担でレンタルすることができます。

詳しくは、ケアマネージャーが駐在しておりますのでお気軽にご相談ください。